

答申第26号

平成30年11月16日

秦野市長 高橋昌和様

秦野市情報公開・個人情報保護審査会
会長 滝澤 正



国民健康保険及び後期高齢者医療保険の第三者行為求償事務に係る保有個人情報の目的外利用及び目的外利用後の本人通知の省略について（答申）

本年10月31日付けで諮問のありました諮問第28号「国民健康保険及び後期高齢者医療保険の第三者行為求償事務に係る保有個人情報の目的外利用及び目的外利用後の本人通知の省略」について、慎重に審議した結果、次の附帯意見を付したうえで、秦野市個人情報保護条例の規定に照らし、支障はないとの結論に達しましたので、その旨を答申いたします。

（附帯意見）

高齢者相談記録から目的外利用の対象とする「第三者行為求償事務の対象になる可能性のある者」を抽出するに当たっては、その抽出事務が公平かつ適正に行われるよう、抽出の対象とする者に係る判断基準を定めたうえで実施すること。